

令和 3 年度

第 2 回江別市都市計画審議会

会 議 録

令和 4 年 2 月 1 日(火)
江別市民会館 37 号会議室

江別市都市計画審議会
(江別市企画政策部都市計画課)

目 次

1. 開会	2
2. 市長挨拶	2
3. 議事	3
【諮問事項】	
1) 札幌圏都市計画道路の変更について(江別市決定)	
2) 札幌圏都市計画道路の変更について(北海道決定)	
3) 江別市都市計画マスタープランの改定について	
【事前説明】	
4) 札幌圏都市計画公園の変更について(江別市決定)	
4. その他	24
5. 閉会	24

令和3年度第2回江別市都市計画審議会

1. 日 時 令和4年2月1日(火) 午後1時15分～午後3時40分

2. 場 所 江別市民会館 37号会議室

3. 出席者 江別市都市計画審議会委員17名、江別市6名(事務局含む)

都市計画審議会委員 (◎会長 ○会長代理)		江 別 市		
番号	氏 名	番号	氏 名	所属
1	飯嶋 美知子	1	三好 昇	市長
2	石橋 達勇	2	川上 誠一	企画政策部 部長
3	小糸 健太郎	3	近藤 澄人	// 次長
4	◎佐々木 博明	4	鳴海 仁	都市計画課 課長
5	三好 元	5	齋藤 貴行	// 係長
6	佐々木 聖子	6	布澤 健吾	// 主査
7	鈴木 誠			
8	高橋 典子			
9	角田 一			
10	赤川 和子			
11	落合 英機			
12	神保 順子			
13	中井 和夫			
14	町村 均			
15	大石 珠希(代理:浜口 耕平)			
16	菊地 和之			
17	中野 稔之			
出席 17 名		出席 6 名		

1. 開会

●鳴海課長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和3年度第2回江別市都市計画審議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。現在、コロナ禍における「まん延防止等重点措置の決定」等、さらなる感染防止の措置が求められているところではございますが、本審議会は、参加者が特定されることや、本日の議事内容等を踏まえ、佐々木会長と事務局において、対面形式による審議が必要であるという判断に至り、通常通りの開催とさせていただきました。開催においては、マスクの着用やパーテーションの設置、また、審議の途中で換気を行う等、十分な対策を行った上で、効率的な運営に努めさせていただきます。またパーテーションによるスクリーンの見通しの関係上、これまでと違う、このような座席配置となりましたことは、ご理解いただきたく、よろしく願います。なお、本日の審議会は、20名中、18名の出席の予定でしたが、1名の欠席連絡がありまして、20名中17名の出席であり、2分の1以上の出席がありますので本審議会が、成立していることをご報告申し上げます。

2. 市長挨拶

●鳴海課長

それでは議事次第に沿いまして進めさせていただきます。次第の2、市長の三好よりご挨拶申し上げます。

●三好市長

市長の三好でございます。本年、第2回目の都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。感染防止の観点で、座ってご挨拶させていただきますので、よろしくお願いいたします。

北海道は、新型コロナウイルスの急激な感染拡大によりまして、先週の27日から、国の「まん延防止等重点措置の区域」に適用されまして、江別市におきましても、年明けから徐々に感染拡大が見られまして、ここ数日では、急激な感染拡大になっているところでございます。本日はそのような中での審議会の開催でございまして、感染防止対策を図りながら進めて参りますので、委員の皆様には、ご協力とご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて本年度も、第6次総合計画、江別版地方創生総合戦略のもとで、市の課題であります人口減少対策を中心に進めて参りました。その市内の人口でございますけれども、一昨年10月に実施をされました、国勢調査結果が、昨年11月に正式に公表されまして、その結果が判明したところでございます。江別市の結果を申し上げますと、前回の調査、これは平成27年の調査でございまして、27年と比べまして約400人の増となりまして、総人口は12万1056人となったところでございます。年々自然減が拡大している中で人口増加となりましたことは、道内で札幌市に次いで2位となっております。年少人口の転入超過が大きく影響しているものと考えております。このことは総合計画のもと進めております、子育て、教育等の総合戦略の成果が徐々に効果として現れてきているのではないかと考えております。今回の国勢調査の結果で判明する、家族構成、職業、勤務地等の基礎データを基にしまして、人口対策の基本となります就業状況、勤務地、世帯状況等、当市の特色を分析いたしまして、今後のまちづくりに活かして参りたいと考えております。

また、平成30年に本審議会でご審議いただきました大麻元町地区の生涯活躍のまちコルクえべつにつきましては、昨年の8月末をもちまして、すべての施設が完成しました。コロナ禍で交流事業が多く中止となっている中におきましても、11月末現在でございまして、7万人以上の方が利用されておまして、共生のまちづくりが一步近づいたものと考えてお

ります。

また昨年9月に北海道が公表しました、基準地価につきましては、市内の住宅地の平均地価が3年連続で、商業地は4年連続で上昇となったところでございます。このことは江別の顔づくり事業と、大麻地区の住みかえが進んだことによるものと考えております。特に顔づくり事業によります野幌駅周辺の利便性向上が、大きく寄与しているものと考えております。このことにつきましても、委員の皆様方の様々な形でご助言いただいた結果と思っております。改めて御礼申し上げる次第でございます。

本日の審議会では、諮問事項としまして札幌圏都市計画道路の変更、江別市都市計画マスタープランについて諮問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、コロナ禍での審議会の開催となりまして、委員の皆様には何かとご不便とご心労をおかけすることになろうかと思っておりますが、江別の将来の都市像を実現するためのご審議ということでございますので、そのことのご協力を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事

●鳴海課長

それでは次第の3、議事に移りたいと思います。本日は諮問案件がございますので、市長より諮問書の提出をさせていただきます。飛沫防止のため諮問書につきましては、司会で読み上げ、手渡しのみとさせていただきます。

江別市都市計画審議会条例施行規則第2条の規定に基づき、次の3件を諮問します。

諮問第1号及び第2号「札幌圏都市計画道路の変更」、諮問第3号「江別市都市計画マスタープランの改定について」でございます。

なお、委員の皆様には、本日、諮問書の写しを配布しております。また恐縮でございますが、市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

それでは議事に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。事前に送付した議事次第と、資料1から7、そして、本日机上に配布しました資料8、9の合わせて、10点でございます。皆様でございますでしょうか。もしも何かありましたら事務局の方にお声掛け願います。

続きまして本日は、会議の傍聴を希望されている方が2名おります。佐々木会長、傍聴者の入室を許可してよろしいでしょうか。

●佐々木会長

許可します。

●鳴海課長

では、お願いします。それでは、これ以降の議事進行につきましては、佐々木会長よろしくお願いいたします。

●佐々木会長

ただいま、司会の方からも説明ありましたが、コロナ禍の状況でございますので、なるべく短時間で終わらせたいと思います。短時間のうちでも、慎重なご審議をお願いします。議事進行にご協力いただきたいと思います。それからもう一つ、途中で会議を一時中断して、換気を行いたいと思います。その旨もご了承いただきたいと思います。

それでは、次第に従いまして進めて参りたいと思います。本日は前回の審議会で、事前説明がありました2件を含め、諮問事項が3件と、事前説明が1件ございます。それでは、諮問第1号と諮問第2号につきまして、長期未着手の都市計画道路の見直しに関わる変更と

いうことで事務局より一括して説明をお願いいたします。

●布澤主査

都市計画課の布澤と申します。私から、諮問事項第1号「札幌圏都市計画の道路の変更について(江別市決定)」と諮問事項第2号、同じく「道路の変更について(北海道決定)」をご説明いたします。本件は、都市計画道路の変更を行うものでありますが、国道や道道の場合は北海道が、市道の場合は、江別市がそれぞれ決定権者となるため、諮問事項としては2つに分けておりますが、関連した内容のため、まとめてご説明いたします。なお、諮問事項第2号北海道決定分につきましては、令和3年8月27日に開催した審議会でご承認いただき、北海道へ原案を提出した案件でございます。その後、北海道において、関係機関との協議調整が進められ、改めて北海道から江別市の意見を求められておりますことから、本日お諮りをするものでございます。諮問第1号の江別市決定分を含めまして、改めてご説明させていただきます。

お手元の資料は、右上に資料3と書かれた資料をお取りいただき、1ページをお開き願います。道路の変更に関する資料としましては、資料1と2は、都市計画決定するための法定図書でありまして、資料1は江別市決定、資料2は北海道決定のものであります。また、本日配布させていただきました資料8と書かれた資料につきましては、案の縦覧と意見書についてでありまして、後ほどご説明させていただきます。法定図書では若干わかりにくい部分がございますことから、資料3に基づきご説明いたします。同じものをスクリーンにも表示いたしますので、見やすい方をご覧くださいければと思います。初めに、今回決定しようとしている変更案についてご説明いたします。次に、決定に向けた今後の予定スケジュールについてご説明させていただきます。

1ページ下段をご覧ください。都市計画変更の理由をご説明いたします。江別市では51路線の都市計画道路が決定されておりますが、近年の社会経済情勢により、その必要性に変化が生じ、長期間にわたり着手されていない路線が多数存在しております。そこで、平成26年の江別市都市計画マスタープランの改定にあたり、計画決定後30年以上未着手で、今後10年以内に事業着手見込みのない路線を見直し検討路線として位置付けたところであります。

2ページ上段をご覧ください。こちらは、変更箇所を記載した箇所図です。今回変更する5路線になります。この路線について、それぞれご説明いたします。2ページ下段をご覧ください。江別市決定であります、3丁目通、元江別中央通、豊幌4号通の変更の理由ですが、まず3丁目通につきましては、都市計画道路としての必要性が低くなったため、一部廃止するものであります。変更内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。3丁目通の終点の変更に伴い、これと交差する元江別中央通に変更が生じます。豊幌4号通につきましても、都市計画道路としての必要性が低くなったため、こちらは全線を廃止するものであります。

3ページ上段をご覧ください。次に、北海道決定の都市計画変更の理由をご説明いたします。まず、対雁通ですが、道路区域の変更はございませんが、交差点箇所数を1ヶ所減少する変更を行います。また、豊幌大通につきましては、豊幌4号通の廃止に伴い変更が生じるものであります。3ページ下段をご覧ください。こちらは3丁目通の変更に関連する法定図書の計画図に変更内容を併せて記載しております。3丁目通につきましては、対雁通まで接続していたものを、元江別中央通までに終点を変更いたします。黄色の部分が廃止となる部分でございます。それに伴いまして、元江別中央通の隅切り部分の区域の廃止と、区域の変更はありませんが、対雁通の交差点の箇所数を減少する変更を行います。

4ページ上段をご覧ください。こちらは、豊幌4号通の変更に関連する法定図書の計画図に変更内容を併せて記載しております。豊幌4号通につきましては、全線を廃止いたしま

す。黄色の部分の廃止となる部分でございます。それに伴いまして、豊幌大通の隅切り部分の区域の廃止、交差点の箇所数を減少する変更を行います。

5ページ上段をご覧ください。今後の予定スケジュールについてご説明いたします。灰色で塗りつぶされた行が、これまでの手続きの経過であります。灰色の行の上から4行目、都市計画案の縦覧ですが、右上に資料8と書かれた資料をお取りいただき、1ページをお開き願います。案の縦覧及び意見書についてご説明いたします。案の縦覧は、令和4年1月7日から21日までの14日間、江別市決定につきましては、当課窓口で、北海道決定につきましては、北海道都市計画課の窓口及び当課窓口で実施をいたしました。縦覧者は1人もおりませんでした。また、都市計画法では、縦覧期間中、市民及び利害関係人は、案についての意見書を提出することができるとなっておりますが、意見書につきましても、提出者はありませんでした。

ではスケジュールに戻りまして、黄色く塗りつぶされた行が、本日の都市計画審議会です。本日の審議会でご承認を得られましたら、諮問第1号の江別市決定分については、北海道知事協議を経て、諮問第2号の北海道決定分につきましては、北海道に対し、意見の回答した後、北海道都市計画審議会を経て、3月下旬に5路線、合わせて決定する予定であります。以上で、諮問事項(1)及び諮問事項(2)の説明を終わります。

●佐々木会長

長期未着手道路ということで、都市計画マスタープランに見直し検討路線として位置付けられていた6路線のうちの2路線と、それに関連して、交差点の隅切り等を変更するというので、8月の都市計画審議会です。事前説明がされております。その上で、この1月に変更案の縦覧をした際にも、特に意見の提出はなかったというものでございました。それを踏まえて今の説明に対して質問等、何かございますか。

《質問・意見なし》

それでは質問やご意見がないようですので、諮問第1号と諮問第2号について、一括承認をしたいと思います。諮問第1号と諮問第2号については、「案の通り承認する」といたします。

次に、諮問第3号江別市都市計画マスタープランの改定についてですが、こちらは、今後、本審議会での審議を重ね、現在の計画期間である令和5年度末を目途に、江別市都市計画マスタープランの改定案に対し、本審議会です。答申する流れとなっております。それでは、諮問第3号江別市都市計画マスタープランの改定について、事務局より説明をお願いいたします。

●布澤主査

都市計画課の布澤です。私から、諮問事項第3号「江別市都市計画マスタープランの改定について」、改定方針の素案についてご説明いたします。右上に資料4と書かれた資料が、江別市都市計画マスタープラン改定方針の素案となります。ご説明は、右上に資料5と書かれた資料に沿っていたしますが、同じものをスクリーンにも表示いたしますので、見やすい方をご覧ください。資料5と書かれた資料をお取りいただき、1ページをお開き願います。

資料1ページ下段をご覧ください。ではまず、江別市都市計画マスタープラン改定方針とはどのようなものかについてご説明いたします。現マスタープランは、令和5年度に計画期間が満了いたします。今後、約2年をかけて改定作業を進めることとなりますが、改定方針とは、基本的な考え方や、概ねの方向性を示すものでありまして、今後、この改定方針をも

とに、具体的な内容の検討、議論を進めたいと考えております。

2ページ上段をご覧ください。改定方針の説明内容ですが、お手元の資料4、江別市都市計画マスタープラン改定方針の構成順、番号順にご説明いたします。説明順はこのようなになっています。1番、都市計画マスタープランとは、次に、2番、定める内容と現マスタープランの概要。続いて3番、改定の方向性、背景と視点。次に4番、マスタープラン等の位置付け。5番、目標年次、6番、改定に向けた体系図。最後に7番、スケジュールについての順でご説明いたします。

2ページ下段をご覧ください。ではまず、1番、都市計画マスタープランとは何かをご説明させていただきます。都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2第1項に定められた、市の都市計画に関する基本的な方針として策定するものであります。内容としましては、都市計画法に関する、将来の市街地規模や土地利用、都市施設や都市計画事業の方針等に、防災や都市景観、環境等の関連施策の方針を加え、総合的に都市づくりを進めるための指針となるものであります。

3ページ上段をご覧ください。2番目は、定める内容と、現マスタープランの概要です。マスタープランに定める内容ですが、都市計画運用指針では、マスタープランには、次に掲げる項目を含めることが望ましいとされております。まず一番に、まちづくりの理念と目標。次に、2番、全体構想。全体構想の中には、目指すべき都市像と実現のための課題や整備方針等を定めます。そして3番、地域別構想。地域別構想では、街を分割して、あるべき市街地像や、実施されるべき施策等を定めます。

3ページ下段をご覧ください。ここからは現マスタープランの概要について抜粋してご説明させていただきます。現マスタープランでは、都市計画運用指針で定めることが望ましい項目につきまして、言葉を少し変えており、まちづくりの理念を将来都市像としています。将来都市像は、みんなでつくる未来のまち えべつとしており、江別市の最上位計画である第6次総合計画の将来都市像と合わせております。誰もが住んでみたいと思ってもらえる魅力あるまちづくりを、市民協働により進めることとしております。

4ページ上段をご覧ください。まちづくりの目標につきましては、4つ定めておりまして、①駅を中心とした集約型都市構造、えべつ版コンパクトなまちづくり、②地域経済の活性化、③災害に強い安全・安心な都市環境、④江別市の特性を活かした魅力ある都市という4つの目標を掲げております。また、将来の都市構造のイメージとして、各駅を中心とした各拠点や、中心軸である国道12号に都市機能を集積させるとともに、居住を進め、コンパクトで利便性が高い市街地を形成することを目標としております。

4ページ下段をご覧ください。次に、全体構想ですが、現マスタープランでは、都市づくりの基本方針とし、目指すべき都市像と実現のための課題や対応方針を定めております。項目としましては、①土地利用の方針、②都市施設整備の方針、③都市環境の方針について、それぞれ基本方針を定めております。5ページ上段をご覧ください。地域別構想は、目指すべき各地域像を描き対応方針等を定めており、江別地域、野幌地域、大麻・文京台地域、5ページ下段に行きまして、豊幌地域、農村地域に分けて、地域づくりの基本的な方針を定めております。以上で現マスタープランの概要の説明を終わります。

6ページ上段をご覧ください。3番、改定の方向性、背景と視点についてご説明させていただきます。ここからは、マスタープランの改定についてご説明いたします。改定の方向性としてしましては、これまでの都市づくりの継続性を踏まえ、現マスタープランが目指すべき方向性を基本としながら、改定を進めていきたいと考えております。現マスタープランが目指す方向性といいますのは、先ほど都市づくりの目標をご説明いたしました、えべつ版コンパクトなまちづくりであり、コンパクト・集約型の都市構造というところであります。改定にあたりまして、方向性としてしましては、コンパクトというところを継続し、より住みやすく、より良い都市づくりに向けて進めていくということを考えております。具体的には、駅周辺である

拠点や、中心軸である国道12号等に都市機能を集積し、その周囲に居住機能を配置するという考えであります。

6ページ下段をご覧ください。続きまして、マスタープラン改定の視点についてですが、全8項目の視点を持って改定を進めていきたいと考えております。後ほど、1項目ずつご説明させていただきます。まずは(1)から(4)はこちらになります。7ページ上段をご覧ください。(5)から(8)はこちらになります。では、1項目ずつ説明させていただきます。

7ページ下段をご覧ください。改定の背景と視点の1点目は、第7次江別市総合計画との連携や整合、関連計画との調整についてです。現マスタープランは、第6次総合計画にあわせて改定し、10年間の計画期間が令和5年度で満了いたします。令和6年度から開始する第7次総合計画が示す、江別市の目指す姿を実現するために、都市づくりの方策等を示していきたいと考えております。下の図は、第7次総合計画策定方針に示されているイメージ図とスケジュールです。都市計画として何ができるのかを含めまして、連携や整合を図っていききたいと考えております。

8ページ上段をご覧ください。2点目は、都市の現状や人口問題等社会経済状況の変化や社会的課題への対応についてです。全国的には本格的な人口減少社会に突入しておりますが、本市は平成28年以降4年連続で社会増が続いており、令和元年には15年ぶりに人口が増加しました。しかしながら、近年の人口推移を考慮しましても、江別市の人口は、20年後に約10.9万人まで減少すると予想されております。今後も、この人の流れを維持できるよう、定住人口、交流人口、関係人口の増加に繋がるような取り組みが求められております。

8ページ下段をご覧ください。3点目は、持続可能な都市構造の実現を目指す立地適正化計画の同時策定についてです。現在の都市構造は、江別の顔づくり事業をはじめ、インフラ整備により、コンパクトなまちづくりに向けた環境は整いつつあると考えておりますが、将来にわたって都市の持続性を維持する必要があります。コンパクトなまちづくりをより強化し、多様化する各地域の課題への対応というものが求められますことから、マスタープランの改定とともに、立地適正化計画を策定いたします。

9ページ上段をご覧ください。ここからは、立地適正化計画のご説明をさせていただきます。立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条の規定に基づき、住宅や都市機能増進施設の立地の適正化を図る、マスタープランの高度化版であり、第82条により、都市計画マスタープランの一部とみなされます。持続可能で、安全・安心に暮らせる都市づくりをより進めていくというものであり、都市をコントロールする新たな仕組みとして、制度化されたものであります。

9ページ下段をご覧ください。具体的にどのような都市づくりを行うかといいますと、こちらはイメージ図になります。立地適正化計画の区域は都市計画区域、つまり江別市全域となります。その中の青い点線で囲まれた部分は、市街化区域であります。立地適正化計画では、駅周辺等の拠点部分に、医療、福祉、商業等の都市機能を誘導し、集約することにより、サービスの効率的な提供を図る、都市機能誘導区域を設定し、併せて誘導すべき都市機能増進施設、例えば病院や商業施設等を設定いたします。これは赤色で塗られた部分であります。その周辺にある程度の人口密度を確保するため、集合住宅等を誘導しやすい区域とする、居住誘導区域を設定いたします。図では、青色で塗られた部分となります。併せて、公共交通の維持・構築、充実を図ることで、自家用車に過度に頼ることなく、各施設にアクセスできるようにし、都市機能と住環境が効率的でバランス良く配置され、都市の持続的な発展に繋がることを目標とするという計画が、立地適正化計画であります。

10ページ上段をご覧ください。マスタープラン改定の背景と視点に戻らせていただきます。4点目は、将来を見据えた都市施設や公共施設の整備についてです。道路や公園、公共施設についての老朽化を踏まえた対策が必要であり、将来を見据えた計画的な維持管

理や、より効率的で効果的な更新・新規整備が求められております。関連計画と連携や調整を図り、計画的に推進することが必要であります。

10ページ下段をご覧ください。5点目は、自然災害リスクに備えた安全、安心な都市づくりへの対応についてです。近年の自然災害は激甚、頻発化しており、当市におきましても、平成28年の豪雨災害、平成30年の北海道胆振東部地震が発生する等、自然災害への対応の強化が必要であります。国では、安全な都市づくりへの推進として、法改正が行われております。主なポイントとしましては、1点目は、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制でありまして、開発許可制度の見直しが行われております。2点目としましては、コンパクトシティと防災施策との連携強化でありまして、立地適正化計画におきまして、防災指針を創設しております。ともに災害に対しての土地利用に焦点が置かれている改正となっておりますため、マスタープランや立地適正化計画におきまして、防災、減災対策の強化、安全な都市づくりへの推進等が求められております。

11ページ上段をご覧ください。6点目は、地域の特性を活かした都市の魅力向上や活性化に向けた検討についてです。全国的な人口減少や地方分権が進み、都市間での競争が高まっており、今後一層厳しさを増すことが考えられます。将来にわたり持続可能な都市とするためには、都市としての魅力の向上や活性化を図り、産業や人材を呼び込むことが求められております。今後は住みやすい都市、住み続けたい都市として支持される取り組みが求められます。

11ページ下段をご覧ください。7点目は、生活様式や価値観、ニーズの変動による暮らしやすさへの対応についてです。近年、ますます多様化が進んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、新しい生活が浸透しているところであります。市民の生活様式や価値観、ニーズは大きく変化しているため、暮らしやすい、良好な住環境の形成や利便性の向上、都市機能の充実というものが求められております。

12ページ上段をご覧ください。最後8点目は、SDGsの視点を踏まえた都市づくりへの対応についてです。SDGsは、国際社会における共通の目標であり、積極的な取り組みを推進することが不可欠であるとされております。また、深刻化する地球温暖化を背景に、脱炭素化は取り組んでいくべき課題とされておりますため、SDGsの視点を持った計画とすることや、脱炭素化に向けた都市づくりというものが求められております。以上の8項目の視点を持って改定を進めていきたいと考えております。

12ページ下段をご覧ください。構成の4番、マスタープラン等の位置付けをご説明いたします。マスタープランは、江別市の最上位計画である第7次江別市総合計画、及び札幌圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければなりません。立地適正化計画につきましては、先ほどご説明させていただきましたが、マスタープランの一部とされております。江別市の他の関連計画につきましては、例えば、緑の基本計画等がございますが、整合を図りながら策定することとなります。また、江別市が定める都市計画の決定及び変更につきましては、江別市都市計画マスタープランに沿った内容でなければならないことになっております。

13ページ上段をご覧ください。5番、目標年次についてご説明いたします。都市計画では、概ね20年後の姿を展望するという考え方がございます。そこで、概ね20年後を展望しつつ、10年後であります、令和15年度を目標年次とすることといたします。次回の改定は現段階では、10年後の令和15年度を想定しておりますが、社会経済情勢の変動等により、必要に応じて見直しを行うことも考えられます。

13ページ下段をご覧ください。こちらは、6番、改定に向けた体系図を示しております。計画の策定主体は江別市になりますが、都市計画審議会に本日諮問をさせていただき、今後ご議論いただきたいと考えております。そこで、平成24年、25年の前回の策定時と同様、小委員会を設置し、集中的な審議をしていただきたいと考えております。こちらは次のペー

ジでご説明させていただきます。右側ですが、計画策定にあたり、市民意見を広く聞くため、意向を把握するための市民アンケート調査を、総合計画と連携して、10月に行っており、5000名の方に発送しております。現在集計中でありますので、次回結果についてお示したいと考えております。なお、資料6としまして、アンケートの調査票を配付させていただきましたので、ご参照いただければと思います。都市計画の部分としましては、問4、問5、問6、問7、問25の設問となっております。また、素案を策定した段階で、地域別の市民意見交換会、計画案のパブリックコメントによる意見公募をいたします。最終的には、都市計画審議会の皆様で審議を行っていただき、決定という形で考えております。

14ページ上段をご覧ください。都市計画マスタープラン等小委員会につきましてご説明いたします。令和4年度と令和5年度の2ヵ年で、効率的、効果的な集中議論をしていただきたく、専門性を持った少人数による迅速で活発な議論の場の設定を図ることが必要であると考えておりました。江別市都市計画審議会条例施行規則に基づき、会長が審議会に諮り設置するものでございます。前回と同様、8名以内の委員で組織し、専門的な見地から内容を調査検討、ご審議いただき、都市計画審議会に報告いただくこととなります。次回の都市計画審議会では、都市計画やまちづくりに関しての専門性等を考慮させていただき、メンバー構成等をお諮りさせていただきたいと考えております。

14ページ下段をご覧ください。最後に7番、改定のスケジュールですが、令和4年度は小委員会で5回程度の議論を予定しております。都市の現状分析、将来都市像や目標の設定等の検討を行い、都市計画審議会への中間報告を行いながら、中間素案を作成したいと考えております。令和5年度は、地域別意見交換会により、地域の方々と意見の交換を行い、引き続き小委員会でご議論いただき、原案の作成を進めます。最終的にパブリックコメントを行った原案を、都市計画審議会に報告させていただきます。答申をいただき、決定、公表という流れで考えておりました。令和6年度より計画開始となります。これらは想定ということで、小委員会の議論の状況等によって、若干の修正も考えられます。以上で、江別市都市計画マスタープラン改定方針の説明を終わります。

●佐々木会長

計画期間が令和5年度までとなっています。現在の都市計画マスタープランについて、改定の方針を定め、この方針に基づいて今後改定に向けた審議を行っていくというものです。皆さん意見があるのではないかと思います。ご質問、ご意見等ございましたら発言していただきたいと思っております。

●三好委員

座ってお話しさせていただきます。都市計画マスタープランでは、コンパクトシティというものをつくっていくということが基本だということで私は受け止めました。私の認識ですと、コンパクトシティというのは、例えば居住区域があって、商店街のような商業区域があって、バスやタクシーといった公共交通機関、そういったものがコンパクトに密集していて、その中で歩いて買い物等を行うことができるというのがコンパクトシティだと認識しております。ところが、今回は改定方針なので仕方がないと言えば仕方がないのですが、9ページの立地適正化計画のところに載っている図のようなものが本当にできるというイメージが湧かないです。コンパクトシティをマスタープランで示しても、結局実際はマンションとかビルとかができ、それで終わりというような感じがしますので、現段階では難しいかもしれませんが、そのところをもう少し具体的にお話ししていただければ、もう少しイメージができるのかなと思います。例えば、私は学生を連れて商店街といったまちづくりの関係で色々と全国周っているのですが、やはり香川県の高松市というものがコンパクトシティとしてのイメージとして強くあります。それに比べると江別はそのようなものができるかと言うと、それ

は無理だろうと思うので、江別のコンパクトシティのイメージがしやすいようなもう少し具体的なお話をしていただければと思います。

●佐々木会長

コンパクトシティは、いろいろな考えがあると思います。資料5の6ページにイメージが書いてありますが、確かに少し距離がありすぎるような気がするのですが、具体的には、計画改定作業が始まってから練るべきものだと思いますけど、今事務局でお持ちのコンパクトシティに対する考え方等のご説明をお願いします。

●鳴海課長

今の三好委員のコンパクトシティをどのように考えているかというご質問ですが、まず資料6ページの現計画のコンパクトなまちづくりのイメージというのは、えべつ版コンパクトなまちづくりとして、駅を中心とした集約型都市構造のことを示します。江別市は、駅周辺を中心に発展してきた経過がありますが、中心市街地というものが、当時は明確にできておらず、まず駅周辺に都市機能を集約をさせることからコンパクト化を進めていかなければならないという話が当初あり、そのような中で、さらに、高齢化社会等を見据え、歩いて暮らせるまちづくりということも現行計画の大きいテーマでありました。

当時、江別の場合は冬という問題があるため、常日頃歩けるかというところの話題もありましたが、それよりも、歩ける範囲内で、暮らしの中で何が必要であるかというものを、市民アンケートを通じて、スーパーであったり、医療であったりという結果を踏まえながら、当時もこの審議会で議論いただきながら、進めさせていただきました。

そのような議論を通じて、まずは駅を中心とした中心市街地を、野幌駅周辺の江別の顔づくり事業等により、どのように発展させていくか、また、併せて、駅を中心とした公共交通のネットワークをどのように構築していくか、そういった中で、市民の歩いていく範囲内で、暮らしに必要な日用品等の生活必需品を購入できるか、というものを踏まえて練り上げていったのが、現行の計画です。

では今後はどのように進めていくかということですが、えべつ版コンパクトなまちづくりもまだ道半ばという認識もありますので、皆様に今後、ご議論いただきながら、さらに発展させていくことが必要であるものと考えています。その中の一つに立地適正化計画がありまして、国でも全国的に進めています。

これまで、何をもちてコンパクトなまちづくりであるのかという定義がはっきりとしないところを都市の機能を誘導するエリアや、ある程度の集合住宅を誘導するエリアを設定することにより、効率的な都市が実現できるような形にしていこうという、コンパクトなまちづくりに対し、一定の具体性をもった計画を、江別市においても策定することで、えべつ版のコンパクトなまちづくりを具体的に形成していきたいと考えています。

また、江別は雪が多いまちということもあるので、雪の問題等も論点にしながらか進めていければと考えています。

●佐々木会長

江別は細長い町で、それを活かすことが必要になります。えべつ版のコンパクトシティとして、ただ歩いていけるということだけではなく、交通も考える必要がありますし、念頭に置いて検討していくべき議題の一つだと思います。他にございませんか。

●石橋委員

北海学園大学の石橋でございます。2点ございます。まず前提として今回このマスタープランの改定や検討していくことについて、私は賛成でございますけども、それを進めていく

という前提の中で、お伺いしたいのですが、資料の8ページ目の上にございます、人口動態に対応した検討をするという中で、人口の増減のことについての記述があるのですが、これについても、年齢構成の変化とか見通しといったところの記述はされていないのですが、これについて、どのようにマスタープランの改定につなげていくのでしょうかという質問がまず1点でございます。

もう1点が、9ページ目の下の立地適正化計画のところのご説明で、例えばという話の中で、都市機能誘導区域の中で医療というキーワードがありました。医療の施設の整備となりますと、地元の医師会の方との調整等が最大のネックになると思います。その調整やご理解についてはこのマスタープランの改定を作業していく中で図っていくという理解でよろしいでしょうか。

●佐々木会長

事務局お願いします。

●鳴海課長

石橋委員のご質問のうち8ページの人口動態については、スペースの都合上、総数しか書いていませんが、もちろん年齢構成、例えば生産人口や高齢者について等そのようなところも含めて検討していかなければならないと考えております。国勢調査の集計結果が出て、今後は、人口推計の中で、5歳階級等の数値を皆様にお示ししながら、検討していかなければならないと考えております。

9ページの立地適正化計画については、先ほど医療という分かりやすいフレーズでご説明いたしましたが、医療に限らず公益施設のようなものを推察しております。

また、ご質問の集約において、医師会との調整等の必要性などは、まだ、検証に至っていないところもあり、今後、勉強していきながら、検討したいと考えております。

●佐々木会長

立地適正化計画の策定において、人口の構成等の検討は必要であるということでした。他にございませんか。

●角田委員

9ページの立地適正化計画についての江別市が現在考えている方向性をお聞かせ願いたいと思います。まず1点目、都市機能誘導区域について、病院、スーパー等の誘致に対する補助金や融資制度の部分も大きくあると思うのですが、居住誘導区域も含めてそういったことを可能とする土地の面積を確保できているのかという疑問があります。

次に居住誘導区域について、市街化区域の中でどの部分が当てはまるのかということ考えた際に、市街化区域は住宅開発が進んでいる現状においては、市街化区域のほとんどが居住誘導区域に当たるのではないかと考えると、逆に言えば市街化区域の中で、居住誘導区域をどのように選定していくかという考え方をお聞かせ願いたいと思います。

なぜそのことを確認したいかということ、居住誘導区域の指定がされない区域は今後住民サービスや公共交通においても、或いは社会的なインフラについても、やはり優先度が下がるといふふうと考えられると思います。これはデメリットとして、議論すべき部分と考えますが江別市はどのように考えているのかお聞かせください。

●佐々木会長

事務局お願いします。

●鳴海課長

江別市の立地適正化計画の方向性についてのご質問ですが、この計画を作ることによって国の補助制度を活用できるというところもごございますので、そういったところもイメージしながら、中長期的な視点も踏まえて検討していきたいというところが1点目です。

もう1点の、居住誘導区域の考え方につきましては、江別の場合はかなりコンパクトなまちづくりが進んでいる中で、居住誘導区域に指定されないエリアは、どのようにお考えかという内容だと思います。

都市機能誘導区域は、都市機能を維持させるための集約化を図る区域であり、また、都市機能誘導区域を維持するためには、その周辺に、一定の人口密度がある居住環境を維持する区域が必要という考えが根幹にあります。

ある程度の人口密度がなければ、例えばスーパー等が存続できないという意味合いがあります。

居住誘導区域が指定されていないところがどうなるかという話ですが、例えば集合住宅等、人口密度の高い建物を建築する場合は届け出を提出いただくことにはなりますが、建てることのできないということではなく、緩やかな規制がかかる程度と考えています。

●佐々木会長

立地適正化計画については、今後、どのようにこの計画を作っていくかということが重要であります。立地適正化計画の策定については、進めていくということによろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

●菊地委員

札幌建設管理部の菊地と申します。コンパクトに集中させていこうというのが立地適正化計画になろうかとは思いますが、その中で、いわゆる郊外地に住んでいる方々がいらっしやると思いますが、この計画の中でどのように、居住誘導区域に誘導をするのかということも当然出てくる話だと思います。今後のスケジュールの中で市民の方々にアンケート調査やパブリックコメントによる意見の公募をしていくという形になっていると思うのですが、この辺の考え方を、市民の方々に理解をもらうことが重要だと考えています。立地適正化計画の居住誘導区域により市街地の方に誘導されていくというような考え方を住民の方々に浸透させるというようなことを進める必要があると思います。資料6の市民アンケート調査票について、今後このようなまちづくりをしたいとか、もう少し駅に近い方が良いとか、こういう施設が欲しいとか、そういう希望が載った調査票になっていると思います。郊外地の方々には、市街地に集中していくという考え方が場合によっては、デメリットに感じる部分もありますので、例えば、今いる世代については、ここに住んでいるけども、息子さんとか、お孫さん等そういう方々は、そこに新しく建てるということができず市街地の方に集中していきますといった方針について、もう少し市民の方々に教えていかないといけないと思います。計画を作ったけれどもそんな話は知らないという話にはならないとは思いますが、この計画は、こういうものですよということをわかりやすく説明できるような項目を取り入れた形で、調査をやっていただければ、もう少しスムーズな計画が実現できるのかなと思いました。

●佐々木会長

調査票についてはこの形で進めるのでしょうか。

●鳴海課長

アンケートについては総合計画と一緒に進めており、期間は終了し集計中であります。

●佐々木会長

そうすると、菊地委員が言ったことをアンケートには盛り込めないですね。立地適正化計画を進めるにあたって、プラスアルファ何かできそうなことはあるのでしょうか。

●鳴海課長

今回のアンケート調査票には立地適正化計画に関係する設問も設定させていただいたところがあります。また、コンパクトにするとはいっても、居住誘導区域から外れたところは住めませんというようなことではなく、人口密度の高い区域とゆったりと住んでいただく区域というところを、長い年月をかけて進めるというところがあります。今、菊地委員が言われたような、市民の方々が納得され理解できるというものでなければ計画として成立しないと考えておりますので、江別市に合った考え方で、計画を練り上げていきたいと考えています。

●佐々木会長

中井委員、どうぞ。

●中井委員

7ページで次の視点を持って改定を進めるという中で、SDGsの視点を踏まえてとの話が突然出てきていますが、前のマスタープランの時にはそのような話はありませんでしたので説明不足かなと思いました。SDGsの目標というのは17の目標で、都市計画とは直接的な関連を述べているものはほとんどないと思っておりますので、もう少し整理が必要かなと思っております。それからSDGsは、どこまで市民に理解されているのかなと思っております。総合計画の基本構想の中でも、SDGsの考え方を取り入れていくとあります。総合計画であればわかるのですが、都市計画の中で考えた場合、17項目のすべてではなく、この項目が該当するというような発想が必要でないかと思っております。小委員会の議論ではもう少し具体的に説明があるのだらうと思うのですが、SDGsは17項目あり、それをどこまで理解している人がいるかという部分で、初めての取り組みなものですから、ぜひ考え方をしっかりした上で、引用していただきたいなというふうに思っております。

もう1点ですが、14ページの改定に向けた体系図の小委員会の設置の必要性というところについて、前の計画の時には市民参加はありませんでした。また、小委員会は専門性を持った少人数によると記載がありますが、専門性とはどのような内容を考えておられるか。それから、専門的な見地というのは必要なかと考えます。むしろ、もう少し大局的な意見を言う人の参加が必要ではないかと思うのですが、この2点を意見として申し上げます。

●佐々木会長

SDGsについては、上位計画に記載があり、時代の流れとして検討していくことになるかと思っております。都市計画に関わった部分もあると思っております。事務局の方、お答え願います。

●鳴海課長

1点目は、17項目のSDGs、持続可能な開発目標を示したもので、都市計画に関しても、佐々木会長のご指摘通り、時代の流れというところもありまして考慮に入れていくべき事項として、今回入れさせていただいたところがあります。

今後、小委員会の中でも説明することになりますが、17項目のうち、9番と11番の2種類が主に関連する事項ではないかと考えています。他にもあるかもしれませんが、そのような考えがポイントになるのではないかとといったところであり、議論が必要であろうということで入れさせていただきました。

次に、小委員会の専門性につきましては、都市計画審議会委員の20名の方々にそれぞれの専門があり、小委員会は都市計画マスタープランに近い専門を持たれている方々で少ない人数で、集中的な審議をいただきたいと考えております。もちろん小委員会だけで決定するというのではなく、要所で、都市計画審議会に報告をしながら、軌道修正をして、最終的には、都市計画審議会で答申するという流れで考えております。小委員会は専門性を持った議論を行い、全体的な包括的なところは都市計画審議会で議論を行うというふうと考えております。

●佐々木会長

そのような形で進んでいこうということでございます。その他ございませんか。

●中野委員

江別警察署の中野と申します。去年の8月に江別に転勤してきたばかりで今年初めての冬を体験しているのですが、今まで住んできたところに比べて非常に雪が多いということがあります。このアンケート等、それから計画についても、どちらかというと夏場中心の内容になっているような、冬についての視点がちょっと抜けているのではないかなという気がしましたので、今後、計画をいろいろ細かく作っていかれる時には、冬場についても細かく目を向けていただきたいと思います。特に居住誘導区域内に人が多く集まってくると、軒先の雪はねや屋根の雪下ろし等、隣近所のトラブルが非常に多くなることが想定されます。我々の仕事でもそのような小さなトラブルの通報が非常に多いものですから、取り決め、ルール等細かいことではありますが、見落とさずに計画に入れていただければと思います。よろしくお願いいたします。

●落合委員

自治会連絡協議会の落合でございます。かねてから私は疑問に思っていたことがあります。江別市はお金がない中で、様々な施策をしたいということで、現在の都市計画についても、財政が基盤となって、推進されなければならないだろうと思っております。そういう観点から、私はこの都市計画の中に、産業や企業の立地の視点を組み込んでいないのが、不思議なのです。これは人口問題等も関係があるわけですから、是非とも、稼ぐ力を持った都市、その中で居住環境と力強い産業を踏まえた都市というものの構築や観点を持った都市計画としてほしいと思っております、ご提言を申し上げます。

●佐々木会長

事務局の方、ご質問の産業等の検討については、どのようにお考えですか。

●鳴海課長

7ページの上段の(6)の地域の特性というところで、例えば大麻、野幌、江別、豊幌、農村といったそれぞれの魅力の向上や活性化に向けた検討としております。産業を含めいろいろ検討をしていくものと考えております。

●佐々木会長

検討していける余地はあるということですね。他にありますか。

●町村委員

商工会議所の町村です。今のご意見とかなり通じる部分がありまして、作業工程上の話になってくるのかなと思うのですが、13ページの改定に向けた体系図に小委員会の

位置付けが載っています。質問としては、10年前にもこのような小委員会を設けて、計画を策定したということなのだろうと思うのですけれども、10年前にその小委員会の構成というのはどのような形であったかというのを教えていただきたいというのが1つ目です。

また、会議所を代表してきておりますので、お話をさせていただきたいと思います。総合計画の方も併せてこれからプランニングされていく中で、会議所或いは、産業別にそれぞれの団体等もありますので、より良い計画とするために、会議所であれば委員会や部会等カテゴリー別や、会議所の枠を超えてもいいと思いますが、意見交換を行う仕組みというものをぜひ、このマスタープランづくりに組み込んでいただけないかと思います。別の場でもお話をさせていただいたこともありますけれども、総合計画との連携の中で構わないと思うので、ぜひご配慮いただければなというふうに思っております。

●佐々木会長

委員構成は今わかりますか。

●鳴海課長

委員については8名と記憶しておりますが、構成までは資料は持参しておりません。申し訳ありません。

●佐々木会長

非常にいい意見をいただきました。産業分野の方との意見交換についてはぜひやっていただきたいと思います。他にございませんか。大分長くなりましたけども江別市にとって重要な計画です。マスタープランに入れて検討していくべきというものが、議論では出ていないものもあるかもしれませんが、実際に検討していく中で、うまく、その中に入れていけるものもあると思います。

他に意見ございませんか。それでは諮問の第3号江別市都市計画マスタープランの改定については、今後、今の議論していただいた改定方針に基づいて、進めていただければと思います。それでは、少し換気を兼ねて5分程度休憩といたします。

(休憩・換気)

再開します。それでは事前説明(4)「札幌圏都市計画公園の変更について(江別市決定)」を説明していただきたいと思います。

●齋藤係長

都市計画課計画係の齋藤です。私から議事4、事前説明としまして、札幌圏都市計画公園の変更についてご説明いたします。資料7をお開き願います。説明の内容は大きく分けて4つ。1つ目、都市計画公園について、2つ目、今回変更する江別市案について。3つ目、昨年11月に行いました、江別市案の説明会について、最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

資料1ページ下段、都市計画公園についてですが、初めに、都市公園についてご説明します。都市公園とは、主に不特定多数の方の休息、散歩、遊戯等のレクリエーションや、災害時の避難場所等様々な機能を担う公共空き地のことで、地方公共団体が設置し、供用を開始している公園緑地のことです。続いて江別市の都市公園等の状況について。令和4年1月末現在、公園が208ヶ所、緑地等が25ヶ所、合わせて233ヶ所の都市公園と、未整備のためまだ供用開始していない公園1ヶ所の、合計234ヶ所の都市公園等を配置しています。

次に資料2ページ、今回の変更対象である都市計画公園について。都市計画公園とは、主に快適な都市生活に必要な基盤施設として、名称や区域等を都市計画法に基づいて定めた公園のことです。つまり先ほどご説明した都市公園等のうち、都市計画決定した公園のことです。次に江別市の都市計画公園の状況について。市内には供用未供用合わせて234ヶ所の都市公園等がありますが、そのうち、都市計画で決定した都市計画公園は64ヶ所です。なお広さが10ヘクタール以上で、国や北海道が設置する公園以外はすべて江別市が都市計画決定します。

次に今回変更する都市計画公園ですが、JR野幌駅の南東約1キロの場所に、市街化区域と市街化調整区域に跨って位置する東野幌総合公園です。この公園は、鉄道によって南北に分断された都市構造の江別市において、鉄道北側の地区における緑の拠点の、湯川公園と対になる、鉄道南側、いわゆる鉄南地区の緑の拠点として、江別市の都市計画マスタープランや緑の基本計画等に位置付けられた公園です。

次に資料3ページ上段、東野幌総合公園の概要をご説明します。東野幌総合公園は、大規模公園を求める市民ニーズである、1日を通して利用できるレクリエーションの拠点や沢地や樹林地等、現存する自然環境の保全活用、また災害時における利活用等多目的な利用を目的に、公園施設の配置に有利な広い平坦地を含む約16haの区域を20年前の平成14年3月に市内唯一の総合公園として都市計画で決定しています。区域の約9割が民有地で、総合公園としては現在未整備未供用であります。また、資料14ページの空中写真でもわかりますとおり、周辺には戸建て住宅が立ち並ぶほか、小学校が隣接しており、1号線や中原通、4車線の南大通等、都市計画道路に面した立地となっています。なお、現況の写真を資料9として、本日、机上配付しておりますので、併せてご覧いただければ、現場の状況をイメージしやすいかと思えます。

続いて3ページ下段、江別市案について。まず今回公園の変更を行うことになった背景についてご説明します。公園や道路等の都市計画施設は将来整備することを見越して、都市計画で定めています。そのため整備の際に、支障とならないよう、都市計画で定めた区域には、一定の建築制限がかかり、3階建て以上の建築物等、容易に移転や除却ができない建築物は、原則、建てることができなくなります。そのため、民有地に都市計画施設の区域を定めた後、長期にわたって着手できない場合、地権者に課され続ける建築制限の負担等から、その対応というのが、全国的な課題となっていました。そのような状況の中、平成23年、国土交通省の技術的助言である、都市計画運用指針が改正され、着手していない都市計画施設については、定期的に計画の見直しの検討を行うことが望ましいというマネジメントサイクルの考え方が示され、これに続く形で、平成29年、北海道が長期未着手となっている公園の計画見直しガイドラインを策定。この中で、概ね20年未着手の公園を、計画見直しの検討を行う対象とする考え方が示されました。江別市は札幌市、小樽市、北広島市、石狩市とともに、札幌圏都市計画区域を構成しており、札幌圏としての都市計画の方針を定めています。これは、都市計画区域マスタープランとも言いまして、江別市が定める都市計画は、基本的にこの区域マスに即していなければなりません。この区域マスに、昨年3月、札幌圏の都市が取り組むべき方針として、長期未着手公園の見直しが初めて位置付けられました。そこで江別市は、これを契機に、市内の長期未着手となっている都市計画公園について、北海道のガイドライン等を参考に、計画見直しの検討を行い、その結果に基づき、公園の都市計画変更を行うこととしました。

次に、資料4ページ、検討の進め方、基本的な考え方についてご説明します。まず、検討対象ですが、北海道のガイドラインに基づき、都市計画決定後概ね20年が経過する未整備未供用の区域を含む都市計画公園とします。資料1ページでご説明したとおり、江別市内には234ヶ所の都市公園等があり、うち未整備未供用の公園は1ヶ所、東野幌総合公園のみであります。東野幌総合公園は、約20年前に都市計画決定した公園で唯一、ガイドライ

ンの要件を満たす長期未着手都市計画公園であることから、この東野幌総合公園を見直しの検討対象として選定しました。次に具体的な検討項目についてですが、ガイドラインを参考に、大きく分けて4項目で検討することとしました。まず①規模、配置として、人口動態や市内の公園配置状況を踏まえた検討を行います。次に、②公園機能として、東野幌総合公園に求められる公園の機能について検討します。続いて③代替性として、東野幌総合公園の機能を担う代わりにする施設について検討します。最後に④実現性等として、公園へのアクセス性や、区域内の市有地の状況、まちづくりの視点等から検討を行い、これらの結果を総合的に判定し、見直し方針、つまり江別市案として決定することとしました。

それでは具体的な検討内容について、順にご説明します。初めに①規模、配置の検討として、江別市の人口動態から検討した公園の規模について、東野幌総合公園を都市計画決定した平成14年3月当時は、江別市新総合計画後期基本計画の計画期間中で、人口15万人を目指すとしていた時代であり、東野幌総合公園は、その目標人口を踏まえて計画された公園であります。江別市の人口は平成17年をピークに減少傾向となり、近年は12万人前後で推移しています。また全国的にも人口減少は進んでおり、平成27年までの国勢調査の結果をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が推計した江別市の将来人口は約20年後、9.3万人まで減少すると予想されています。なお実際の江別市の人口については、平成28年以降は減少が緩やかとなり、近年はほぼ横ばいとなっております。これらを考慮しても、やはり20年後には10.9万人程度まで減少する予想となっております。このように計画決定当時増加目標としていた人口は、将来、確実に減少すると予想されていることから、東野幌総合公園についても、減少する人口を見据えた、人口規模に見合った公園規模にする必要があると考えられます。

続いて、資料5ページ。公園の配置について説明する前に、まず誘致距離についてご説明します。この誘致距離とは、従来公園の配置方針の考え方として、一般的なものでしたが、近年複雑な公園配置の考え方が浸透したため、現在は廃止された、少々古い考え方ということになりますが、一つの目安としてわかりやすい考え方のため、参考としてご説明します。公園は利用対象となる住民の居住範囲や設置目的に応じて種別されており、種別は標準面積とともに都市公園法施行令に定められています。例えば、街区公園は誘致距離250mを目安とした小規模な標準面積0.25haの公園であり、近隣公園は、誘致距離500mを目安とした標準面積2haの公園であります。そのほか同じく1kmを目安とした標準面積4haの地区公園や、市民全体を利用対象とする総合公園等があります。公園の配置は基本的に設置目的に応じて、種別とともに計画します。

次に同じく参考として、系統的な公園配置のイメージについてご説明します。先ほどご説明したように、公園は種別や設置目的に応じて、計画的に大小それぞれ系統的に配置することで、個々の公園ではなく、全体として良好な都市環境を形成することができる、すなわち理想的な状態であると考えられます。

これらのことを踏まえまして、資料6ページ、市内の公園配置状況を見ていきます。こちらは比較的大きな地区公園と近隣公園の配置状況図です。資料13ページに大きく印刷したものがありますので見にくい場合はそちらをご覧ください。大きな緑の円の中心にあるのが、地区公園です。参考として、誘致距離の1kmを半径とした円で表しています。同じく青い円の中心であるのが近隣公園です。こちらは誘致距離の500mを半径とした円で表しています。先ほどご説明したように、公園は系統的に大小バランスよく配置されていることが望ましく、理想的であるのに対し、ご覧のとおり東野幌総合公園の周辺、野幌鉄南地区には大きな公園が配置されておらず、市内でも特に系統的な公園配置が薄い地区であることがわかります。これらの状況を踏まえまして、公園の配置について検討した内容をご説明します。

都市公園法施行令には住民1人当たりの公園面積の標準値が定められており、市街地

においては、1人当たり5㎡の公園面積が標準とされています。江別市の市街地における1人当たりの公園面積は約10.1㎡であることから、江別市は決して公園の少ない都市ではありませんが、東野幌総合公園を計画している野幌鉄南地区に限りますと、住民1人当たりの公園面積は約3.8㎡であり、また、配置状況からもわかるとおり野幌鉄南地区には大きな公園がなく、系統的な公園配置が薄い地区であることを踏まえると、野幌鉄南地区には少なくとも、近隣公園以上の大きな公園を配置する必要性が高いと考えられます。

次に資料7ページ。②公園機能として、東野幌総合公園に必要とされる公園機能の検討内容についてご説明します。東野幌総合公園は、市内唯一の総合公園として、全市民を利用対象とし、1日を通して利用できるレクリエーションの拠点、現存する自然環境の保全、その他、災害時の多目的な利活用等総合的な利用を目的として計画しています。しかし現在未整備のため、計画された利用目的については達成されておらず、いまだ満たされてはいません。現時点、周辺の土地利用状況からも、特に利用目的そのものを変更する理由が見当たらないことから、当初必要として計画された公園機能、つまり、目的としていた公園機能は、現在においても変わらず、必要な公園機能であると考えられます。

次に、③代替性として、公園機能を代替できる施設についての検討内容をご説明します。これは今ご説明した必要とされる公園機能を代替できる。つまり、代わりに担うことができる施設がないか検討するものです。江別市内では、東野幌総合公園のほか、総合公園は整備されていませんので、公園機能のすべてを担う、代わりになる総合公園はありません。そこで次に、野幌駅の東側、東野幌総合公園から北に約800mの近傍に、令和2年、市民の憩いの緑空間として整備された野幌中央緑地について、同じく公園機能の検討を行いました。位置については、資料14ページ、空中写真の左下、全体エリア図でご確認願います。この中央緑地は、江別の顔づくり事業に関連した都市再生整備計画事業において、検討委員会からの提言を受けて整備された都市緑地です。野幌中央緑地には、集いの広場ゾーン、憩いの広場ゾーン、植生再生ゾーン、自然林保全ゾーンが配置され、その利用目的は、東野幌総合公園で計画されているレクリエーションの拠点や自然環境の保全といった公園機能と同様の公園機能と考えられます。先ほど系統的な公園配置でご説明しましたとおり、公園がつくり出す良好な都市環境とは、種別ごとに配置した公園全体として形成されるものと考えられることから、周辺、近傍の公園で公園機能を分担しても、一定の範囲、地区として見た場合、良好な都市環境を形成することができると考えられます。そのため東野幌総合公園に必要なレクリエーションや自然環境の保全に関する公園機能の一部については、近傍で新たに整備された野幌中央緑地で担う、つまり代替することが可能であると考えられます。

次に資料8ページ、ここまでの検討結果をもとに整理した、見直しの方向性についてご説明します。まず①規模、配置のうち、規模の検討では、目標人口15万人を想定していた時代に計画した公園規模であるのに対し、将来減少すると推計されている人口規模に見合った公園規模にする必要があると考えました。次に配置の検討では、大きな公園がなく、系統的な公園配置が薄い野幌鉄南地区には、近隣公園規模以上の大きな公園を配置する必要があると考えました。次に②公園機能の検討では、当初計画していた公園機能は、現在においても必要な公園機能であると考え、③代替性の検討では、東野幌総合公園で必要とされる公園機能の一部については、野幌中央緑地で代替することが可能であると考えました。これらの検討内容から、東野幌総合公園は規模を縮小しつつ、近隣公園規模以上の公園として、計画を存続させることが妥当であると判断し、これを、以後の検討を進めるための見直しの方向性としました。なお規模縮小の程度ではありますが、計画決定当時の目標人口が15万人であったのに対し、20年後は10.9万人と推計されていることから、この推計人口に見合う規模として試算した約12haを一つの目安に、以後の検討を進めることとしました。

面積を縮小しつつ存続するという見直しの方向性を踏まえ、具体的にどのように、公園区域を縮小するのが効果的かつ合理的であるか、④実現性等で検討した内容をご説明します。まず公園へのアクセス性について、現在の公園区域は市街地を縦断する中原通と、一部未整備ではありますが、野幌と江別の鉄南地区を結ぶ南大通が交差する位置に配置されています。東野幌総合公園を、市民全体を利用対象とした総合公園として存続する場合、各地区からのアクセス性の良さが重要であると考えられることから、縮小した後の公園区域も、これら交通環境の優位性を活かせる区域であることが望ましいと考えられます。

次に資料9ページ、公園区域内の平坦地についての検討です。東野幌総合公園の区域には概ね図のように、平坦な区域が含まれています。なお平面的な図だとイメージしづらいと思いますので、机上配付しました資料9をご覧くださいなのですが、そちらの図には、地盤の高さ、標高を表す等高線が高低差2mごとで描かれています。16、18、20と書かれている線が等高線です。この等高線の間隔が広いところは、高低差が緩やかなほぼ平坦な地形ということになり、等高線の間隔が狭ければ、傾斜が急な地形であるということになります。この等高線をもとに、周辺の土地と概ね同じぐらいの標高の平坦な範囲を緑色で表示しています。資料9、1ページの③の写真や、2ページの①、③、④の写真で、沿線の道路と概ね同じぐらいの高さで平坦地が広がっている状況が確認できます。逆に、1ページの①、②の写真。水面は写っていませんが、周辺より低い沢地形状がわかると思います。では元の資料7、9ページ上段に戻りまして、このような平坦地は、遊具や運動施設の配置において優位性があり、災害時の利活用等も見込まれます。さらに平坦地が幹線道路沿いにある場合には、災害時における大型の緊急車両等の出入りや、救援物資の搬入搬出等、防災的な利活用にも有利であると考えられます。これらのことを踏まえると、縮小後の公園区域は、幹線道路に面して平坦地が立地する区域であることが望ましいと考えられます。

次に公園区域内の市有地の取り扱いについての検討です。現在の市有地は、一部国から譲渡された土地を除き、隣接市で行われた開発行為や土地区画整理事業に伴い、公園緑地用地として目的を持って市に帰属された土地であります。これらの土地は総合公園の区域を縮小した後も、基本的には、引き続き公園緑地として有効に活用する必要があると考えられます。なお図の上の方にある市有地については、市が管理する、東野幌公園としてすでに活用されています。

続いて資料10ページ、公園区域内の用途地域指定状況についての検討です。現在の公園区域を赤線で示しております。背景が、白地の部分が市街化調整区域、着色されている部分が市街化区域です。市街化調整区域については、用途地域等、他の都市計画の指定はありません。市街化区域部分については、東野幌総合公園の決定以前から住居系の用途地域が指定されています。つまり、市街化調整区域部分は、文字どおり、市街化を抑制する区域のため、公園区域の縮小で区域から除外した場合、その後の土地利用が厳しく制限されるのに対し、市街化区域部分は、公園の計画区域から除外したとしても、もともと指定されている用途地域の範囲内での土地利用が可能です。

ここまで、公園の規模を縮小して存続するという見直しの方向性を踏まえ、公園へのアクセス性、平坦地の立地、市有地の有効活用、用途地域の指定状況と、将来的な土地利用の可能性について検討しました。その結果に加え、公園整備の実現性等を考慮し、総合的に判断した結果、現在、16.3haの公園区域を、市街化調整区域を中心とした約11.6haに縮小する案が、最も合理的な公園区域であると判断できることから、この案を見直し案にすることとしました。資料14ページ、空中写真で言いますと、赤線で囲まれた区域から、黄色線で囲まれた区域へ変更する、縮小するということでもあります。なおこの変更案については存続させる公園機能のゾーニングによる配置検討を行っており、現時点で想定される一般的な公園施設等が設置、配置可能であることを確認しております。

次に資料11ページ、3.説明会について。ここまでご説明した公園区域を縮小する変更案

について、市民の皆様からの意見を伺うため、昨年11月16日に東野幌体育館で説明会を開催しました。開催にあたっては、広報えべつ11月号への案内記事の掲載に加え、関係地権者と東野幌総合公園に接する7自治会への個別回覧により周知を図りました。説明会の出席者は32名、主な質疑及びいただいたご意見については、資料11ページ下段と12ページ上段に記載のとおりです。主に20年間整備未着手であったことへの質問のほか、縮小後の公園整備について、公園区域から除外される区域の土地利用についての質問がありました。公園区域を縮小する都市計画の変更案そのものについての反対意見はありませんでした。

最後に、資料12ページの下段、今後のスケジュールについてご説明します。表の一番上が本日の都市計画審議会です。本日いただくご意見等を踏まえ、都市計画案を作成し、4月中旬から、その案を2週間縦覧いたします。この縦覧期間中には、市民及び利害関係人は意見書を提出することができます。案の縦覧後、提出された意見等を踏まえ、改めて、都市計画の案について、江別市都市計画審議会に諮り、答申を受けましたら、北海道との協議を経て、6月上旬頃、都市計画決定、つまり公園区域の変更が決定となります。以上で、札幌圏都市計画公園の変更についての事前説明を終わります。

●佐々木会長

ありがとうございます。長期未着手の都市計画公園について、札幌圏の都市計画区域マスタープランに取り組むべき方針として位置付けされたのを契機に、北海道のガイドライン等に基づいて検討を行った結果、公園区域を縮小して存続させるという市の変更案についての説明をいただきました。公園が小さくなるということで反対もあろうかと思いますが、地域の住民には、説明会を開いて説明していると。イメージしにくいと思いますが、この削られた部分には傾斜があって、あまり使い勝手が良くない土地のようですね。江別市は、資料の10ページにあるように、傾斜のあるこの北西の部分をカットした形で、見直しの計画を作ったということでございます。何かご質問ご意見ございますでしょうか。

●高橋委員

主に2点についてお伺いします。一つが、具体的なお話ですけれど、住民説明会の中でもいろいろ意見が出されていて、沢地のことを気にかけておられる方がいらっしゃいます。南大通を作るときにこの東野幌総合公園を分断する形になるので、水路を途切らせないように、自然が生かされるようにという議論を、この都市計画審議会の中でもした記憶があります。そのことを踏まえると、今回、縮小される範囲の沢地の保全というのは、やはり市の政策的にも重要なことだと思いますし、説明会でも、配慮いただくよう働きかけていきたいと考えているという回答をされていますが、その辺しっかりとされるものなのかどうかということです。南大通との関係で過去の当審議会で議論した経過から考えてここは重要な点だと思いますのでお伺いします。

もう一つ、野幌中央緑地での代替について、やはり住民からの質問に対して、当初から中央緑地を代替として考えていたわけではないと正直に回答されていますが、先ほど話題になった都市計画マスタープランとも関わりがある環境関係の各種計画との兼ね合いでも、江別市の緑の面積が、減少傾向にあるという課題があるかと思います。そういう点で、今回公園の面積が減ることで、それに拍車をかけることになるのではないかと思います。また野幌中央緑地は、もともと鉄道林だったところが新たな形で緑地になったということで、緑が増える要素はないと思います。今回この公園の縮小によって減る部分を、環境問題との兼ね合いも含めて、今後どのような方向性を持っていくのかが重要な課題になるとは思います。その点についての考え方を、お聞きしたいと思います。

●佐々木会長

事務局、お願いいたします。

●鳴海課長

高橋委員の言われるとおり、当初南大通を整備した時に、沢地に配慮して橋に架けたという経過がございます。

9ページの下段を見ていただきたいのですが、総合公園約16haある中で、ほぼすべてが民有地というような状況でございます。

その中で、公園区域は、今後の人口減少等を考えながら、将来の江別市に必要な規模はどの程度かを検討し、なおかつ市有地も一定程度活かすという考えのもとに、公園区域として約12ヘクタールの区域を設定しました。

その区域の中に、ご指摘の橋の部分を含めた一定程度の沢地が含まれており、公園区域においては、今後とも将来の整備に向け、自然に配慮していきながら、進めていきたいと考えております。

また、北側の除外される部分の沢地については、民有地というところもあり、なかなか市でコントロールできるものではありませんが、緑の基本計画にもありますとおり、何かしら地権者さんの方には、働きかけていきたいというふうに考えております。

次に、野幌中央緑地のその代替性というところで、もともと緑のあった鉄道林であり、公園区域からの除外により全体として緑が減る可能性が出てきます。

しかし、緑の基本計画にあるように、市として、緑の保全に努めていきたいという考え方には変わりはありませんが、適正な公園区域にすることも重要というふうに考えております。同様のご説明になりますが、除外地については、民有地であり、除外されることによって、今後土地利用が行いやすい環境にはなりますが、権利者には、何かしらの働きかけをしていきたいと考えております。

●佐々木会長

高橋委員。どうぞ。

●高橋委員

意見として申し上げておきますけれども、これまでも、江別市の緑を守ることが話題になったときに、民有地が多いことから、守りたくても守りきれないで、面積が縮小してきているという傾向がありますので、その辺は市として、緑の基本計画との絡みもありますけれども、しっかりとしたスタンスが必要だと思います。

●佐々木会長

はい。ありがとうございます。なかなか民有地に強制力は、難しいところだと思います。この用途地域は一種住専ですか。

●鳴海課長

除外する部分の用途地域は、主に第一種低層住居専用地域です。

●佐々木会長

人によっては傾斜地をうまく利用して建てたいという方もいるかもしれない、或いは出てくるかもしれない。なかなか難しい点だと思います。建物を建てないでそのまま残してくれれば良いのかもしれませんが、ただ残すとなっても、手入れをしないと、色々な危険性も出てくると思います。他に意見ございませんか。

●大石委員(代理)

江別河川事務所の大石の代理で出席しております浜口と申します。沢地というところでお伺いしたいことがございます。民有地なのでなかなか難しいかと思いますが、沢地ということで、一定程度の集中豪雨等があったときに、水を溜める機能等があったのかなと思います。そういったところが、宅地等になってしまうと、この機能が失われる可能性が考えられるのかなと思いますので、必要に応じて、土木の部局とも、相談、情報共有していただけますと、その後の対策等を事前に建てることもできるので、ありがたいかなと思います。

●佐々木会長

事務局、宜しいですか。

●鳴海課長

森林ということで、その涵養機能といいますが洪水防止機能のようなものも備えているので、今後、何らかの土地利用がされる際には、気を付けたり、何らかの措置をしてほしいというご質問だと思います。仮に何かしらの土地利用がなされる際には開発等のルールがありますので、そのルールに則って、流出量を調整するなどの流れになります。引き続き公園として残る区域については、所有者等には、今回の区域変更の説明の中で、公園になるということに一定の理解を示されており、引き続き、この状況を維持してくれるような話もされていまして、今後とも涵養機能を有する状況が維持されるものと考えます。

●佐々木会長

はい。わかりました。他に意見ございませんでしょうか。

●菊地委員

1点だけ確認しますが、こういう公園とか緑地は、災害時の利活用ということで、結構重要視される空間かなと思っております。近くに東野幌小学校とか、色々な施設があるとは思いますが、東野幌総合公園は、あさひが丘の住宅地に隣接している公園なので、地域の方々の緊急時の避難場所にする等、そういう予定や計画はなかったのか。計画があるのであれば、今回の公園縮小は、存続する平坦地で災害時の避難場所等確保できるという検討をしたうえでの縮小なのか確認したいと思います。

●佐々木会長

事務局お願いします。

●鳴海課長

計画の案を策定する経過の中では、庁内部署との連携も図っておりまして、その中でも、危機対策防災関係の担当も入っておりまして、そういった防災や避難所といったところも含めて、将来的にも、この縮小という計画で良いかを確認した中で進めております。今回の変更後の区域においても、今後江別市として有効に防災機能が持てるというような見解の中で進めているところです。

●佐々木会長

はい。ありがとうございました。

●神保委員

14ページの航空写真、青少年会館の東側に平坦地と東野幌公園について、10ページの

見直し後の赤枠の区域には加わっていませんが、この公園はこのまま残ると考えてよろしいですか。それともう1点、先ほど江別の緑がすごく削られていって少なくなるというお話がありまして私も本当に同感なのですけれども、公園から外される平坦地の東側のところが、航空写真から見ましても、すばらしい緑の土地なのですね。これが、公園区域から外れましたら、きっと整地されて宅地になるのだろうと想像するのですが、まちづくりとしてこの緑を残せるのであれば、ぜひ残してもらいたいと一市民の気持ちとして、申し上げたいと思います。

●佐々木会長

最初の方の説明をお願いします。

●鳴海課長

東野幌公園の今後の取り扱いということですが、基本は公園として存続する予定と考えております。ただ仮に、除外地において、何らかの土地利用がなされるということであれば、ちょうど沢地になっておりますので、そこはまた相談しながら、より良い形に変化していく可能性もあるのかとは考えております。そういったものが何もなければ青少年会館も避難所という背景もあるので、地域の公園として引き続き残っていくものと考えております。

●佐々木会長

はい。ありがとうございます。今日は事前説明ということですので、もう一度審議にかけられますが、その他、ございませんか。

●角田委員

今回は事前説明ということなので、次回で結構ですが確認していただきたいことがあります。公園区域は9割民有地ということで、都市計画法の網がかかることによる所有者の負担はかなり大きかったのかなと思います。今回の、公園区域を縮小するというのは、江別市の財政状況が悪くて、いつまでも民有地を買い取ることができず、整備に着手できなかったという要素もあるのかなと思っています。そういった意味では、いつまでも使えない公園よりも使える公園といった考えも必要かとは思いますが、今回の区域変更に伴って新たに設定する公園の整備について、ここからまた20年放っておかれるのではないかということも危惧されます。公園整備が、今回の区域変更について計画されているのか、あるいは計画する予定があるのか、というのが1点目。

今回、公園区域から外れる部分について、今後は開発行為等が行われる可能性があると思いますが、その際、木を切るか、沢地をどうするか、という話になると思います。例えば湯川公園や、かわなか公園では、屯田川の地下河川化や埋め立て等の対策を行なっていて、結果として公園で水を活用している部分があると思いますが、今回縮小した後の公園区域において、沢地の部分、水の部分を、如何に確保するのかというプランニングがあるのかどうか2点目。

3点目として、開発はおそらく民間で行なわれると思いますが、地下河川や地下水位を守っている沢地を保全するために、開発行為における制限や指導を行うことがあるのかどうか、また、それはどの程度有効なのかというのを確認していただきたいと思います。

以上3点、所管は違うかと思いますが、次回までに確認をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

4. その他

●佐々木会長

はい、ありがとうございます。他ございませんか。それでは事前説明(4)については、終わりたいと思います。続きまして、次第の4、その他について、事務局お願いします。

●齋藤係長

今後の審議会の開催について、現時点、年度内の予定はございません。次年度につきましては、審議会への報告や諮問事項が整いましたら、改めてご案内いたしますので、よろしく願いいたします。また、今後の新型コロナウイルスの状況によっては、やむを得ず書面による開催といった形式もとらざるをえない状況が考えられます。その場合は、佐々木会長と事務局で開催方法についてご相談させていただいた上で、書面による開催となることもあり得るということをご了承いただきたいと思います。事務局からは以上です。

5. 閉会

●佐々木会長

はい。ありがとうございます。以上をもちまして、本日の議事は終了したいと思います。コロナ禍にもかかわらず長い時間、ご協力いただきありがとうございました。